

前回審査会（平成 23 年 5 月 27 日）における指摘事項及びその対応

番号	指 摘 事 項	対 応
1	7号系列出力 220 万キロワット級の発電設備は、地域の需要のどれぐらいをまかなえる規模なのか説明されたい。	<p>○ 事業者を確認した結果は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 220 万キロワットは、平成 22 年度の当社最大電力（送電端 2,621 万キロワット）の約 8% をまかなえる規模です。</li> </ul>
2	苦情の発生状況について説明されたい。	<p>○ 西名古屋火力発電所が立地する飛島村及び知多第二火力発電所が立地する知多市に確認したところ、平成16年度～20年度において、両発電所に係る苦情は受理していないとのことでした。</p> <p>○ また、事業者を確認したところ、平成16年度～20年度において、西名古屋火力発電所及び知多第二火力発電所（両発電所の運転に関連した会社を含む）に直接地域住民等から苦情は入っていないとのことでした。</p>
3	侵略的外来生物の考え方について説明されたい。	<p>○ 事業者においては、法<sup>※1</sup>や条例<sup>※2</sup>に従い、今後、特定外来生物等に該当する動植物の生息を確認した場合には、生きている個体を放ったり、植栽したり、その種子をまかないよう拡大防止するとしています。</p> <p>※1：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）</p> <p>※2：自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）</p>

番号	指摘事項	対応																												
4	7号系列の煙突の地上高を80メートルに設定した根拠を示されたい。	<p>○ 事業者を確認した結果は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西名古屋火力リフレッシュ計画では、最新鋭のコンバインドサイクル発電方式の設備を導入する計画であり、候補となる発電設備について、メーカーに聞き取り調査を行っています。煙突高さの設定に当たっては、候補となる発電設備の諸元データ（排出ガス量や温度、ばい煙の濃度や排出量等）を基に、他電力の同規模の発電設備の煙突の高さやその大気拡散予測結果を参考に80メートルに設定しました。</li> </ul> <p>煙突高さについては、今後の予測及び評価を踏まえ決定していくことから、その結果は準備書に記載します。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンバインドサイクル発電の例</li> </ul> <table border="1" data-bbox="725 730 2040 1166"> <thead> <tr> <th>発電所名</th> <th>出力</th> <th>煙突高さ</th> <th>アセス手続経過</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五井火力発電所</td> <td>213万kW (71万kW×3軸)</td> <td>59m (単独煙突)</td> <td>平成22年7月方法書に対する経済産業大臣勧告 (現在環境アセスメント手続中)</td> </tr> <tr> <td>吉の浦火力発電所</td> <td>100.4万kW (25.1万kW×4軸)</td> <td>80m (集合煙突)</td> <td>平成18年8月評価書縦覧し、手続終了 (現在工事中)</td> </tr> <tr> <td>姫路第二発電所</td> <td>291.9万kW (48.65万kW×6軸)</td> <td>80m (集合煙突)</td> <td>平成22年3月評価書縦覧し、手続終了 (現在工事中)</td> </tr> <tr> <td>新仙台火力発電所</td> <td>98万kW (49万kW×2軸)</td> <td>100m (単独煙突)</td> <td>平成23年5月準備書に対する経済産業大臣勧告 (現在環境アセスメント手続中)</td> </tr> <tr> <td>新名古屋火力8号系列</td> <td>160万kW (40万kW×4軸)</td> <td>150m (集合煙突)</td> <td>平成6年8月修正環境影響調査書提出、手続終了 (現在供用中)</td> </tr> <tr> <td>上越火力1・2号系列</td> <td>238万kW (59.5万kW×4軸)</td> <td>150m (集合煙突)</td> <td>平成8年8月修正環境影響調査書提出、手続終了 (現在工事中)</td> </tr> </tbody> </table>	発電所名	出力	煙突高さ	アセス手続経過	五井火力発電所	213万kW (71万kW×3軸)	59m (単独煙突)	平成22年7月方法書に対する経済産業大臣勧告 (現在環境アセスメント手続中)	吉の浦火力発電所	100.4万kW (25.1万kW×4軸)	80m (集合煙突)	平成18年8月評価書縦覧し、手続終了 (現在工事中)	姫路第二発電所	291.9万kW (48.65万kW×6軸)	80m (集合煙突)	平成22年3月評価書縦覧し、手続終了 (現在工事中)	新仙台火力発電所	98万kW (49万kW×2軸)	100m (単独煙突)	平成23年5月準備書に対する経済産業大臣勧告 (現在環境アセスメント手続中)	新名古屋火力8号系列	160万kW (40万kW×4軸)	150m (集合煙突)	平成6年8月修正環境影響調査書提出、手続終了 (現在供用中)	上越火力1・2号系列	238万kW (59.5万kW×4軸)	150m (集合煙突)	平成8年8月修正環境影響調査書提出、手続終了 (現在工事中)
発電所名	出力	煙突高さ	アセス手続経過																											
五井火力発電所	213万kW (71万kW×3軸)	59m (単独煙突)	平成22年7月方法書に対する経済産業大臣勧告 (現在環境アセスメント手続中)																											
吉の浦火力発電所	100.4万kW (25.1万kW×4軸)	80m (集合煙突)	平成18年8月評価書縦覧し、手続終了 (現在工事中)																											
姫路第二発電所	291.9万kW (48.65万kW×6軸)	80m (集合煙突)	平成22年3月評価書縦覧し、手続終了 (現在工事中)																											
新仙台火力発電所	98万kW (49万kW×2軸)	100m (単独煙突)	平成23年5月準備書に対する経済産業大臣勧告 (現在環境アセスメント手続中)																											
新名古屋火力8号系列	160万kW (40万kW×4軸)	150m (集合煙突)	平成6年8月修正環境影響調査書提出、手続終了 (現在供用中)																											
上越火力1・2号系列	238万kW (59.5万kW×4軸)	150m (集合煙突)	平成8年8月修正環境影響調査書提出、手続終了 (現在工事中)																											

番号	指摘事項	対応
5	<p>煙突地上高が現状の 150 及び 220 メートルから将来の 80 メートルに低くなることから、軽油を使用する場合で、将来のばい煙排出濃度及び合計排出量を現状と同程度とした場合、最大着地濃度は現状より悪化するのではないか。</p>	<p>○ 事業者を確認した結果は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石油火力は、供給弾力性に優れ、引き続き電力需給の変動を吸収する役割を果たすと考えられていることから、需給が逼迫し天然ガスの追加調達が不調の場合に本事業の発電設備の一部については、石油（軽油）も使用できるように計画しています。</li> </ul> <p>軽油は、灰分を含まず、燃料の硫黄含有率は 0.001%以下となります。また、低 NOx 燃焼器を採用するとともに排煙脱硝装置を設置することにより、将来の設備におけるばい煙濃度及び合計排出量は、現状より低減する計画です。</p> <p>軽油使用におけるばい煙に関する事項の詳細については検討中ですが、ばい煙濃度及び合計排出量は、現状より低減する計画であることや、煙突高さについては、今後の予測及び評価を踏まえて決定することにより最大着地濃度が現状より悪化しないよう計画します。なお、これらの結果については、準備書に記載します。</p>
6	<p>知多第二火力発電所の予備調査におけるコオイムシ及びタイコウチの確認状況について説明されたい。</p>	<p>○ 事業者を確認した結果は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知多第二火力発電所の予備調査として実施した動植物相調査で、昆虫類は夏、秋及び春の 3 季の調査を行っています。コオイムシは毎回、対象事業実施区域外となっている発電所構内の緑地に設置された開放水域（人工池、参考：方法書 3-1-127 ページ第 3-1-34 図）で幼虫及び卵を確認しています。また、タイコウチは、毎回、同水域で数個体の成虫を確認しています。</li> </ul>
7	<p>知多第二火力発電所周辺において水生昆虫相を調査する必要はないか。</p>	<p>○ 事業者を確認した結果は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知多第二火力発電所の予備調査（直接観測調査、一般採集調査、ライトトラップ法による調査、ベイトトラップ法による調査）において、水生昆虫が確認された場所は、対象事業実施区域外となっている発電所構内の緑地に設置された開放水域（人工池）のみでした。同水域は、現状の環境がそのまま保存されるため、知多第二火力発電所周辺において水生昆虫相の調査は、必要ないと考えております。</li> </ul> <p>なお、重要種であるコオイムシは、開放水域で生息、繁殖が確認されているため、現地調査を実施する計画です。</p>

番号	指 摘 事 項	対 応
8	<p>工事において発生する残土を構内の緑地の整備に使用する場合、緑地に適した残土であることを分析して確認すべきではないか。</p>	<p>○ 事業者を確認した結果は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事において発生する残土は、物理的性状（含水比、粒度）を確認した上で埋め戻し材や盛り土材として可能な限り構内で利用する計画です。</li> </ul> <p>残土を緑地整備に利用する場合は、緑地の盛土部へ使用し、植栽を行う表層部については良質土（客土）を用いる計画です。</p> <p>なお、本事業は 3,000m<sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行うことから「土壤汚染対策法」及び「愛知県生活環境保全条例」に基づく手続きを行い、工事を実施します。</p> <p>また、海底シールドトンネルを含む建設工事により発生する残土及び汚泥を処分する場合は分析を行い、その結果を「土壤汚染対策法」や「廃棄物処理法」等関係法令に定められた基準に照らし合わせ、適正に処理する計画です。</p> <p>現時点において詳細な工事内容が未確定であることから、残土及び汚泥の発生量、有効利用量、処分量については、準備書に記載します。</p>